随意契約理由書(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)

### 1 随意契約に至る経緯

本工事は、交差点18箇所の交通信号設備を更新する工事であるが、条件付一般競争入札として令和元年10月23日に公告し、同年11月14日に開札したものの、1回目で全ての業者が最低制限価格を下回ったため、入札取り止めとなった。

## 2 随意契約理由

## (1) 工事の実施

信号機改良等工事は機器製作と設置工事を分離発注しており、機器製作と設置工事の公告、開札及び工期は同日で設定している。今回、設置工事については、開札の結果、落札候補予定者が決定していることから、再度公告入札に付すと、設置工事の着工にも遅れが生じ、工期内に工事を完了できないおそれがある。また、案件を細分化して入札を実施しても、入札手続に要する期間相当の工期の短縮は図れない。

# (2) 改良等工事の必要性

本工事については、計画的に交通安全を確保するために必要な更新をする工事であり、工事時期について道路管理者・地元住民等と調整した上で、工事を発注していることから、早急に契約締結をし、工事を実施しなければ、府民の生活にも影響が出るおそれがある。

### 3 適用条項

本工事の仕様書に軽微な誤りが判明し、仕様書の一部を変更したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号を適用できないことから、同項第6号を適用する。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号により随意契約を行うもの。

以上